



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

とうとう一年を切りましたね！

消費税のインボイス制度についての情報は、ここのところ毎月のように情報発信してまいりましたが、来年 10 月の施行までとうとう 1 年を切りましたね。

セミナーの準備のためにいろいろ調べましても、まだまだ細かい不明点がたくさんあります。そして、今年 8 月末現在の数字が公表されてましたが、適格請求書発行事業者の登録数は、法人の事業者が約半数なのに対し、驚くべきは個人事業主で、いまだに約 10%とまだまだ低調なんですね。この数字は、登録しないという選択をすでにされているのか、そもそも情報が行き渡ってないのか、どちらでしょうか？

私どもの感覚では、B to B（対事業者向けビジネス）の事業者様は当然登録されるでしょうし、B to C（対消費者向けビジネス）の事業者様もかなりの程度登録せざるを得なくなるだろうとの読みでしたが、もしかしたら多くの免税事業者の方は、都合 6 年間の経過措置があることもあり、当面は登録されずに免税事業者のまま事業を行うことを選択されるのかもしれませんが。そうすれば一般の事業者様からすれば、特に免税事業者との取引をどうするかがテーマになると言われていますが、まさにその対応が求められることになります。

そもそもこのインボイス制度が免税事業者を中心とした消費税の漏れ（支払った方は控除しているのに預かった方が納めていない）を解消するために創設されたと考えていましたが、多くの個人事業者の方々が免税のままを選択されとなると、結果的に一般事業者の仕入税額控除の減少に繋がり、割を食うのは一般事業者の方なのかもしれません。制度を作った国や財務省がそもそもこの状況を狙ってたかどうか分かりませんが、インボイスの確認作業等の手間が増えるだけでなく、ジワジワと増税としてのしかかって来ることになるでしょう。

したがって、余計な消費税の負担の増加を最小限に抑え、事務の手間が増える部分も効率よく処理ができるよう、どの事業者様も早めの対策を実施されることをお勧めします。11 月 11 日（金）には、事務所主催のインボイスセミナー【実務対応編】もございますので、よろしければご参加のほどお願いします。



無料 SNS アプリの危険性

P2

つい先日こんなことがありました。私が体験した実際の話です。

私のスマートフォンに入れてある SNS アプリに通知がありました。世間でよく使われている皆さんご存知のアプリです。1対1のメッセージのやり取り以外にも、友達や見知らぬ人へも通知するために、投稿もできるようになっています。

「〇〇さんが最初の写真を投稿しました。チェックしてみましょう。」という通知でした。

※〇〇さんは私どもの事務所のお客様でした。

普段そのアプリを使ってその方とのやり取りをしてない私は、何だろうな？と思って写真を見ました。すると、なんとその2枚の写真は、その方のクレジットカードの表面と裏面でした。裏面にはアルファベットでサインもありました。

これはまずいな！なぜそんな写真を投稿されるのかな？と危険を感じ、すぐご本人に連絡差し上げたところ、何の操作もしていないとのお返事でした。私はすぐにクレジットカード会社へ連絡してカードの利用を止めるよう申し上げました。

クレジットカードの表裏の写真が存在している以上、過去に身内の方かどなたかに、一度は写真を撮って送られたことがあるのかもしれませんが。もしくはスマートフォンにその画像が残っているのではと思います。

しかし今回その写真が本人の知らないところで友達または場合によっては見知らぬ人も見れる広く公開された場所に掲載されたことになります。これは大変なことになります。一体だれがどうやってその写真を投稿したのかわかりません。

写真を再度確認しようとしたら、すでにその投稿は削除されていますと出ていました。しかし通知のコメントとサムネイルの写真は残っていたのでスクリーンショットで保存しました。

対策としては、そのような重要な情報を安易に流さないことしかないでしょう。手軽に使える便利なアプリには、大きな罠が潜んでいるかもしれません。皆様もご注意のほどお願いします。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



情報

FX シリーズ証憑保存機能を利用して電子取引 データの保存を開始しました～お客様導入事例～

P3

証憑保存機能とは？ 電子取引データ（PDF 等）や紙の証憑を電子データで保存する機能です。
保存したデータは仕訳入力に活用できます。経理事務のデジタル化により生産性向上を実現します。



電子取引データの保存に対応



紙の証憑もかんたんデータ保存



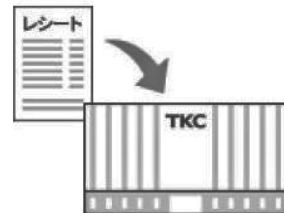
いつでもスマホからデータ保存



仕訳をかんたん入力



証憑と仕訳を並べて確認



ファイリングや保存場所は不要

- ① 導入：実務担当者が証憑保存利用ガイダンス等を視聴して何ができるかを理解
- ② 立ち上げ：システムの初期設定を行います。業務の分類やユーザ設定、メニュー権限など多岐にわたる設定を行いますが、あらかじめ初期値が登録されているため複雑な設定が必要なければこれを利用して利用開始できます。
- ③ 利用開始：令和4年7月から開始 現在電子取引データのみ保存（約60枚／月）
作業者：経理担当者様 1名（社長様は閲覧権限のみ）
電子取引データ以外は紙で保存する併用型だが今後は、紙の証憑のデータ保存も視野にいて進行中。保存した証憑と仕訳を PC 画面に並べて表示し確認作業を行い、仕訳のかんたん入力も利用中です。
- ④ 導入されたお客様の感想：

「複合機を利用して証憑保存をおこなっています。（複合機に証憑保存用のファイルやスキャン読込設定済）当初は読み込んだ証憑の取引内容の入力を誤って昨年の日付で登録保存などありましたが、現在のところ順調に業務が進み導入してよかったです。OCR 読み取り機能は誤読み取りや書類保存に時間がかかるため設定を解除して使用しています。」

証憑保存機能についてのお問い合わせは監査担当者まで（概要や初期設定等の動画もご案内できます）

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX

重要！

～すべての企業で対応が必要！今から準備すべきことは？～

インボイスセミナー

主催：ユアブレーション 尾上会計事務所

2023年10月からインボイス制度が開始され、更に2024年1月からは電子帳簿保存法の電子取引データの保存が2年間の有償措置を経て完全に義務化されます。本セミナーでは、インボイス制度の基本的な内容から適格請求書の記載事項や登録申請のスケジュール、発行者および受領者の対応等について2回に分けて説明します。

日時：

第1回 概要編 令和4年9月14日（水）【終了】

第2回 実務対応編 令和4年11月11日（金）15:00～17:00

会場：姫路商工会議所503会議室（各回先着30名）

参加費無料

【オンライン受講】も可能です！（各回先着50名）

ZOOM（ズーム）を使ったネット配信により、インターネット環境があれば、職場またはご自宅にて、ご自分のパソコンで視聴できます。

※オンライン受講の場合は、メールアドレスを添えて申し込みください。

インボイスセミナー申込書

貴社名			
電話番号			FAX番号
参加者名	第1回 9/14(水)	第2回 11/11(金)	メールアドレス（オンライン受講のみ）
	会場・オンライン	会場・オンライン	
	会場・オンライン	会場・オンライン	
	会場・オンライン	会場・オンライン	
	会場・オンライン	会場・オンライン	
	会場・オンライン	会場・オンライン	

FAXにてお申し込み下さい 【FAX】079-288-0997
HPからもお申込みいただけます <http://www.onoe-kaikei.com>